

議第105号

滋賀県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和7年6月12日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

滋賀県民生委員の定数を定める条例（平成27年滋賀県条例第7号）の一部を次のように改正する。

表彦根市の項中「135人」を「140人」に、「287人」を「298人」に改め、同表長浜市の項中「129人」を「132人」に、「273人」を「280人」に改め、同表近江八幡市の項中「123人」を「126人」に、「287人」を「296人」に改め、同表草津市の項中「167人」を「177人」に、「354人」を「376人」に改め、同表守山市の項中「119人」を「124人」に、「278人」を「291人」に改め、同表栗東市の項中「102人」を「106人」に、「239人」を「248人」に改め、同表甲賀市の項中「130人」を「134人」に、「304人」を「314人」に改め、同表野洲市の項中「73人」を「77人」に、「171人」を「179人」に改め、同表湖南市の項中「86人」を「88人」に、「202人」を「207人」に改め、同表高島市の項中「73人」を「74人」に、「170人」を「174人」に改め、同表東近江市の項中「125人」を「130人」に、「266人」を「276人」に改め、同表米原市の項中「52人」を「53人」に、「122人」を「125人」に改め、同表日野町の項中「42人」を「43人」に、「120人」を「125人」に改め、同表竜王町の項中「63人」を「64人」に改め、同表愛荘町の項中「41人」を「42人」に、「118人」を「122人」に改め、同表甲良町の項中「37人」を「38人」に改め、同表多賀町の項中「41人」を「42人」に改める。

付則第2項中「273人」を「280人」に、「266人」を「276人」に、「122人」を「125人」に改める。

付 則

この条例は、令和7年12月1日から施行する。